

必ずお読み
ください

団体総合生活保険(2024年3月1日以降始期)のご加入者様

団体総合生活保険のご案内

弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2024年3月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、保険料等が変更となる場合がございますので、募集パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください、ご不明な点や詳細につきましては代理店または弊社までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

■主な改定ポイント

変更する補償	改定項目	概要
介護補償	保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
	健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
	付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大	現在は「年金払介護補償特約」をセットしている場合のみ提供している「認知症アシスト」について、「介護補償基本特約」がセットされていれば、「年金払介護補償特約」をセットしていない場合も対象といたします。
賠償・財産・費用に関する補償	「携行品特約」等における約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」としている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」について、該当する機器が分かりづらいとの声を踏まえ、機器を限定列挙する方式に変更します。また、分かりやすさの観点から、仕様(自発的通信機能の有無)により補償対象か否かが異なっている機器について、取扱いを統一します。取扱いを統一する主な機器は以下のとおりです。補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機 補償対象外とする機器*1: ハンディターミナル、POS端末、音声翻訳機 (対象特約) 携行品特約、個人賠償責任補償特約 *1 携行品特約、個人賠償責任補償特約については、従来より補償対象外です。
	「携行品特約」等における免責事由(保険金をお支払いしない場合)の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。 (対象特約) 携行品特約、個人賠償責任補償特約
	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」における「ストーカー行為」「嫌がらせ」の規定改定	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が改正され、規制対象となる行為に「拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為」や「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得」等が追加されたことを踏まえ、約款上の「ストーカー行為」の定義に改正内容を反映する等の約款改定を行います。
団体長期障害所得補償(GLTD)、医療補償、がん補償	「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、現在は病理組織学的所見が得られない場合のみその他の所見による診断確定を認める旨規定していますが、細胞学的検査等その他の検査による診断確定が一般的ながんもあるため、合理的な理由がある場合はその他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。 (対象特約) がん補償基本特約、医療補償基本特約・三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)、団体長期障害所得補償基本特約・治療と仕事の両立支援特約(三大疾病用)
団体長期障害所得補償(GLTD)	免責期間の変更	免責期間を「369日」から「365日」に変更します。
所得補償	保険料の改定	補償の拡大に伴い、所得補償の保険料を改定します。
	免責期間の廃止	入院によらない就業不能の場合、免責期間「4日」が設定されていましたが、免責期間を廃止し「0日」に改定します。
	「精神障害補償特約」の補償内容の拡大	これまで「保険金をお支払いしない場合」として規定していた「アルツハイマー病の認知症」などを補償対象といたします。

このご案内は、2024年3月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点がある場合は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。